

【添付書類】

No.	書類名	法人事業者	個人事業者	備考
1	○登記事項証明書（法人） ○身分証明書（個人）	法務局が発行したもの （法務局登記官が証明したもの） 「履歴事項全部証明書」	本籍地の市区町村長が証明したもの 「身分証明書」	「あいち電子調達共同システム」により「西尾市入札参加資格者名簿」に登録している場合、 <u>No.1～4の書類は提出不要</u>
2	○納税証明書（国税）	税務署が発行したもの 「納税証明書」（その3の3 「法人税」及び「消費税地方消費税」について未納税額のない証明用）	税務署が発行したもの 「納税証明書」（その3の2 「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）	
3	○納税証明書（愛知県税）	県税事務所が発行したもの 「納税証明書」（法人県民税、法人事業税、特別法人事業税及び地方法人特別税並びに自動車税種別割について未納の税額がない証明用）	県税事務所が発行したもの 「納税証明書」（個人事業税及び自動車税種別割について未納の税額がない証明用）	
4	【市内業者】 ○納税証明書（西尾市税）	西尾市役所2階収納課及び各支所が発行したもの 「納税証明書」（完納証明用） ※ 表面の「8西尾市税の納付状況の確認同意」において、西尾市長が西尾市税の納付状況について確認することに申請者が同意したときは、添付を省略することができる		
	【市外業者】	西尾市に納税義務がないことの申出書		各証明書は、申請日において発行日から <u>3か月以内のものとする</u> （写し可）
5	○営業に関する許可等（登録等を受けることとされている場合は、当該許可、登録等を受けていることを証する書類の写し）	食品衛生法による「食品営業許可証」の写し 酒類販売業においては、「酒類販売業免許」の写し		
6	○保健所の食品衛生監視の結果が良好（概ね80点以上）であることを証する書類の写し	食品衛生法による「食品衛生監視票」の写し		

※該当する場合のみ
「食品営業許可証」は、食品衛生法施行令で定める34業種

※該当する場合のみ